

論説

企業の社会的責任に関する日米中の法制について

張

紅

目次

- 一 はじめに
- 二 企業の社会的責任について
 - 1 最も早く提唱したアメリカでの論争
 - 2 昔から重視してきた日本
 - 3 法律に明文化された中国
 - 4 私見
- 三 企業の社会的責任の実施方法
 - 1 企業の積極的姿勢への転換
 - 2 政府機能の發揮は必要な条件
 - 3 監督機構の構築は重要な保障
- 四 中国の企業の社会的責任に関する立法とその応用
 - 1 中国の立法とその重要な意義
 - 2 中国立法の応用に対する国内外からの注目
- 五 終わりに

一 はじめに

企業の社会的責任に関しては、その法理の進展につれ、徐々に人々に認知されつつあるとはいえ、その概念の捉え方について、国内外の学界においては異なる見解が存在しており、更なる論議が必要と思われる。企業の社会的責任に関する概念の明確化とその理論の展開の目的は実施面にあり、また、企業の社会的責任の実施においては、社会の各方面の力に頼らなければならず、企業自身の積極的姿勢への転換や、政府機能の発揮並びに監督システムの構築等の影響が考えられる。

筆者は、過去二回に分けて中国現地へ赴き、中国に進出している日系企業を訪問し聞き取り調査を行った。この調査の過程において特に頭から離れなかったことは、多国籍企業が「母国」の企業文化をもちつつも、一方で「進出国」の企業文化の環境に順応して、如何に社会的責任を果たすべきか、ということであった。また、これに加えて地理的には同じアジアに位置している日中両国間の企業文化の衝突や融合の中で、企業の社会的責任の捉え方にはどのような相違点があるのか、あるいは、その相違の原因等はどういうものであるかなどについて再検討しなければならぬと考えている。

二〇〇五年に中国「会社法」が大幅に改正された時、企業の社会的責任も法律に明記された。このことは、中国における企業に関する立法史の上で重要な意義を持つのみならず、アジアにおける会社法の発展史から見ても先鞭をつけるものとなった。また、中国が企業の社会的責任に関する法律の実施についても、国内ではもちろんのこと、海外からも注目浴びている。本稿では、企業の社会的責任に関する理論の展開とその実施方法及び中国の立法とその応用について検討を試みたい。

二 企業の社会的責任について

企業の社会的責任の理論については、既に世界的に大きな進展はあったが、その概念の捉え方については国によって異なり、現在でも諸説さまざまである。筆者は、企業の社会的責任に関する理論の展開及びそれをより効果的に実施するための更なる検討が必要であると考え、以下に考察する。

1 最も早く提唱したアメリカでの論争

企業の社会的責任の概念が最も早く主張されたのはアメリカであるが、現在でもその内包・外延に関する論争は激しい状況にある。一九三〇年代からアメリカハーバード大学のドッド教授とコロンビア大学のA・バーリ教授や、G・ミーンズ教授が代表となつて、数十年間論争を交えてきたが、未だ明快な結論を得ていないのが現状である。ドッド教授が、企業は株主に対してのみならず、全てのステークホルダーの利益にかかわる業務遂行義務があるとしているのに対して、コロンビア大学のG・ミーンズ教授は、企業の社会的責任に対する明確な法理論が整備されず、また、実現もしていない現状では、会社は株主の利益に対する業務のみを行うべきであるとしている¹⁾。ただ、G・ミーンズとの共著『近代株式会社と私有財産』の中では、A・バーリ教授の考え方に少し変化が現れている。その変化とはすなわち、経営者側の立場での分析から、大規模会社の所有と支配は、経営者の強力な自由裁量権限によって分離されてきたということである。この考え方は、この著書における注目すべき大きな点であるといえるだろう²⁾。

その後、アメリカの判例法では、企業の社会的責任とされる内容を定款に付与することによって法制化されてい

る。特に、一九四〇年代後半、アメリカでは企業の社会的責任の更なる実践のために、多くの州においてこれに関連する法律を公布している。ペンシルバニア州を筆頭に、一九の州では会社法の改正を行い、その中に関連会社とその他ステークホルダーに関する条項を補充したとされている。⁽³⁾

このように、アメリカの法学会及び法曹界の企業の社会的責任に対する考え方は、その時代によって肯定的であったり或いは否定的であったりと異なる見解が存在したが、現在では肯定的な見解が多数を占めている。⁽⁴⁾ すなわち、企業の社会的責任は企業自身が履行する義務として社会から期待されている。換言すれば、社会は企業に対して、その経済的利益の達成という使命のみならず、遵法精神、倫理重視、公益貢献などの能力を求めているのである。従って、企業の社会的責任の究極は、経済的責任、法的責任、倫理的責任並びに自主的な慈善責任を備える総合的なものであるといえるだろう。

2 昔から重視してきた日本

日本においては企業の社会的責任に関する議論が意識的に行われるようになったのは、一九五〇年代前半である。この時期における代表的な文献としては、大隅健一郎教授の『株式会社法変遷論』(一九五三年)が挙げられるが、その議論は抽象的なものに留まり、企業が社会的責任を果たすために何をすべきかについて、具体的な提言を伴うものではなかった。⁽⁵⁾ 一九六〇、七〇年代以降、企業の社会的責任について大きく取り上げられるようになった。時代によって企業の社会的責任に対する扱いは異なっているものの、この問題は経済界、法学界を問わず各界が非常に重視してきた案件である。

年 代	社 会 情 勢	対 応 状 況
一九六〇年代	産業公害に対する企業不信・排出物による環境汚染大の企業悪説	住民による反対運動の勃興・現場での個別対応
一九七〇年代	石油ショック後の「企業の利益至上主義」への批判	企業の公害対策部門及び利益還元財団設立、「会社法改正に関する問題点」という法務省の意見照会並びに一株運動
一九八〇年代	カネ余りとバブル拡大、地価暴騰	企業市民としてのフィランソロビー、メセナ
一九九〇年代	バブル経済崩壊、企業倫理問題及び地球環境問題	財団法人日本経済連合会による企業行動憲章の制定 地球環境保全機構設立
二〇〇〇年以降	相次ぐ企業不祥事の続出 ステークホルダーの台頭	SRIファンドの登場、CSR組織創設→二〇〇三年を「CSR経営元年」とする

（資料）ニッセイ基礎研 REPORT「二〇〇三年は日本のCSR経営元年」二〇〇三年七月号、「日本の企業の社会的責任の系譜（その一）」二〇〇四年五号

右表から各年代における企業の社会的責任をとりまく、さまざまな状況が読み取れる。この分析から、日本企業が負うべき社会的責任は、当該時期に出現した一連の問題解決のためであって、同時に良好な企業イメージの創造或いは企業の経営戦略手段のためでもあったといえるだろう。すなわち、経済成長のひずみともいえる公害や環境

破壊が社会問題となり、さらに、一九七三年の石油ショックの際には、物資の不足につけ込んだ企業による買い占めや売り惜しみ、あるいは便乗値上げが行なわれ、企業の反社会的な行動が批判の対象となった。

このような社会情勢の中で、企業の社会的責任について会社法に規定を設けるべきであるとの決議が、一九七三年七月三日の衆議院附帯決議及び一九七四年二月二日の参議院附帯決議であった。これを承けて法務省民事局参事官室は、一九七五年六月一二日に「会社法改正に関する問題点」を公表し、将来の会社法改正の方向性について広く各界の意見を求めた。結果的に法務省が提起した問題点の第一項目が、企業の社会的責任であり、企業に社会的責任を負わせる方法として、二つの方法が示された。第一は、株式会社法において社会的責任に関する一般的規定を設ける方法である。第二は、社会的責任に関する一般的規定は設けずに、会社法上の個々の制度の改善を図ることにより、社会的責任が実現されることを期待するという方法である。ここでいう個々の制度の中には、株主提案権、社外取締役制度を含む取締役会制度の改善、営業報告書の記載事項の法定による企業内容開示の改善が含まれる。この意見照会の後に行われた会社法改正においては、企業の社会的責任に関する一般的な規定は設けられず、代わりに、株主総会における株主の提案権や質問権が導入された。

その後、企業の社会的責任の追及は、株主権の行使を通じて行われていった。一株運動⁶としてとくに有名なのが、水俣病の原因となったメチル水銀を放出していたチッソ株式会社の株主総会に多数での一株株主が出席したケースである。その後、環境保護団体や住民団体が株主提案権や株主代表訴訟を提起することにより、企業の社会的責任を追及してきた。しかし、株主権の行使による企業の社会的責任の追及において、株主権が、個人的な思想や信条を主張するためだけに利用される場合には、株主権の濫用となる場合があり、株主権行使の限界もあると考えられる。このような背景から、現在でも、日本では企業の社会的責任に関して、未だに立法化に至っていない。また、

立法化されない大きな原因の一つは、今までのところ企業の社会的責任に対する定義に関してまだ共通認識が得られていないためでもある。これについては、学界においても、企業の社会的責任に対する態度が消極的なものと積極的なものの二通りに分かれている。

企業の社会的責任に関し消極的な立場というのは、会社が営利の追求を前提とする限り、企業の利益にならない無償行為を認めることはできないとするものである。見方を変えれば、会社は営利社団法人としての社会的実在であることから、限定された権利能力を有するに過ぎないものとしている⁽⁷⁾。しかし、その限定的な権利能力は、企業の社会性の増大と共に緩和され、社会も企業に対し利潤創出機能と共に社会奉仕機能を期待するようになってきたと言われている⁽⁸⁾。

一方、企業に社会的責任を負わせることに積極的な立場をとる学者は、企業は社会の目的のためにサービスを提供し、その上で経済活動を推進するもので、利益を上げることとは一種の手段であるとしている。従って、企業は利益目標の他に社会的責任を負うことも目標として掲げなければならない⁽⁹⁾。また、意見を共にする他の学者も、企業の社会的責任を取締役の忠実義務の主要部分に組み入れなければならないと考えているものもある⁽¹⁰⁾。この点に関して現在、江頭憲治郎教授は以下の通り述べている。すなわち、「株式会社においては、対外的経済活動における利潤最大化を始めとする『株主の利益最大化』が、会社を取り巻く関係者の利害調整の原則になる。その原則の具体的な法的効果として」は二つがある。「①株主の利益最大化に反する総会決議は無効であり、②取締役・執行役の善管注意義務・忠実義務が導かれる」。⁽¹⁾について「定款上、株主利益最大化と矛盾する定めを置くことにつき、『例えば実質的に剰余金の一定割合を株主以外（社会貢献等）に分配する旨の定款の定めは、当然に無効とは解されず』、また、定款に定めなくても、関係者全員が合意の上で、事実上株主の利益最大化に反する会社運営を行うことも妨げられない」。⁽²⁾について、「『企業の社会的責任』・『企業の社会貢献』への要請に関する取締役・執行役の裁量の幅

が大きい。例えば、株式会社のなす寄附は、それが社会の期待・要請にこたえるものであり、かつ、会社の規模、経営実績、相手方等を考慮し応分の金額のものである限り、取締役・執行役に義務違反の責任が生じることはない」ということである。この見解においては日本における企業の社会的責任は株主の利益を守るのみならず、会社を取り巻く関係者の利害調整の視点も入れている。これを換言すれば経営者、債権者、従業員、消費者などステークホルダーの利益も守り、積極的に利益関係者のバランスに資するべきとしている。また、近年日本において「非営利活動促進法（NPO法）が制定されたことを特記しておきたい。つまり、この非営利機構（NPO）中間法人が創設された理由は、営利目的ではなく、社会へのサービスを重視したためであると言える。NPOの存在意義は、社会への貢献であることを明確に表しており、今後、時間の推移と共に、この中間法人制度に対し、より多くの人々の賛同が得られるようになると信じている。

3 法律に明文化された中国

中国において、企業の社会的責任問題について初めて討論したのは世界的に見ても比較的遅い時期であったが、ここ数年は多くの学者が関心を寄せる重要なテーマとなってきた。従って、これらの理論研究は急速な発展を遂げるに至っている。二〇〇五年の「会社法」改正により、企業の社会的責任の法制化が進められたことは、中国の企業の立法史上重要な意義を持つのみならず、アジアにおける会社法の発展史から見ても先鞭をつけるものとなった。以下では、中国の法学界における企業の社会的責任に関する主要な観点及び立法の意義を述べる。

その一、劉俊海氏は、「いわゆる企業の社会的責任とは、企業が株主のために最大限の金銭的利益をもたらすことを唯一の目的とするのではなく、株主利益以外の、その他あらゆる社会に対する利益を最大限に増進させる必要がある。この社会利益には、被雇用者利益、消費者利益、債権者利益、中小競合者利益、該当地域利益、環境利益、

社会的弱者利益並びに社会全体の公共利益などが包含される。すなわち、自然人の人權として規定されている社会、経済、文化に対する権利を含む他、自然人以外の法人や非法人組織の権力と権利も包含している。その中、企業の存在とその運営面において密接な関係のある株主以外のステークホルダーは、企業が社会的責任を負うべき主要な対象である。従って、企業の社会的責任は企業の利他主義行為または慈善行為のみを意味するものではない」としている。⁽¹²⁾

その二、常凱氏は、企業の社会的責任は、市場経済条件下で企業が株主のための利潤追求をするばかりでなく、ステークホルダー、すなわち、企業利益に影響を与える者やその利益を受ける者をも考慮しなければならないとし、特に、被雇用者利益は企業の社会的責任のうち最も直接的で重要な内容であると主張している。⁽¹³⁾

その三、劉連煜氏は、「企業の社会的責任は三つに細分化して考えられる。すなわち、法令の遵守責任、会社の倫理責任と自由裁量責任（例えば慈善貢献等）の実施」であるとの見解を示している。⁽¹⁴⁾

その四、会社の社会的責任は、会社設立後の運営において法律の一般的義務或いは他人との契約関係で発生する法的拘束条件を負うものではない。仮に、環境保全に対する責任が市民と同様に適応されるとしても、契約関係上では会社の権利を享受しており、義務のみを強調されることは一方的であるとの意見を表明した甘培忠氏のような学者も存在する。⁽¹⁵⁾

4 私見

前記のようにアメリカや日本の学者のみならず、中国の学者たちの企業の社会的責任に対する論述からも示唆を受ける部分がある。幾つかの意見の中には、企業の社会的責任に対して消極的な態度を示す学者もいるが、彼らの観点もまた全く道理的でないとはいえないであろう。筆者は国内外の学者の研究成果を吸収し、自身の更なる研究

を通して、究極の企業の社会的責任とは何かを探るべきであると考えている。その前提として、以下のことを明確に認識しておきたい。

その一、企業の「社会性」とは、企業が負う社会に対する責任の度合いを決める要素であるため、企業と社会の正常な関係を正しく確認する必要がある。企業は一個の経済細胞であり、且つ社会細胞でもあり、社会という大家族の一員であるといえる。企業は常に一定の社会性の要求を受け、与えられた社会環境を享受しながら社会大衆の支持をベースとして運営されている。すなわち、このことから企業と社会は元来、相互に依存し、推進力を補完しあい、同時に発展していく関係でなければならないのである。従って、社会に対する責任を負わない企業は、いずれ社会から省みられなくなるであろう、逆に言えば、社会と共に発展する姿勢を持つ企業は、活力を保持することができるとは前途洋々といえるのである。⁽¹⁶⁾

その二、法に基づく経営活動の実施は、企業が負うべき社会的責任の要求を満たしているということである。企業は法に従って経営を行わなければならないが、労働法、商品品質法、消費者権益保護法、税法、環境法等を遵守する必要がある。従業員の合法的権益への損害、不良商品の販売、消費者の合法的権益への損害、脱税、税金の不正申告並びに環境破壊などに該当する場合、違法経営が行われていることは明らかであり、また、企業の社会的責任に關する重大な違反ともいえるであろう。

その三、積極的な利潤創出は企業の負う社会的責任の物質的な保証でもあるということである。企業は積極的に利潤を創出することにより、企業が負うべき社会的責任として十分な物質的条件を提供することができるが、企業の経営で不振が続く、赤字も続く場合、社会に対して尽くすべき責任を負うことに関して無力になる可能性がある。世の中には、企業の役目は正に利潤の創出であり、企業を強化することこそが、社会に対する最大の責任であるという者もいるがこの考え方はある程度の妥当性はあるものの、やはり一面的なものでしかないといえるべきであろう。

その四、企業の負うべき社会的責任は、企業におけるもう一つの重要な経営目標にさへなりうるものである。一部の特殊な企業を除けば、企業は全て株主の利益保証という企業経営の主要な目標と、社会に対する責任という二重の目標を設定しなければならないが、今やこの両者はどちらも欠かすことができない要件となっているのである。ここでいう企業の社会的責任は、利害関係者の利益あるいは、ステークホルダー、すなわち従業員、供給業者、消費者、債権者、中小競合者、社会的弱者、当該地域社会等の利益、社会の公共利益並びに政府利益の増強を図ることを経営目標としなければならないということを意味する。

右の論述は、企業の社会的責任の概念に内包する事項から、次のように定義できると考えている。すなわち、企業の社会的責任とは、企業が法に従って経営を遂行することであり、積極的に利潤を上げ、株主に対して責任を負うと同時に、社会に対しても責任を負わなければならないということである。このことは、ステークホルダーと公共の利益及び政府の利益についても、企業は考えなければならないということの意味するのである。

三 企業の社会的責任の実施方法

企業の社会的責任の実施においては、社会の各方面の力に頼らなければならないが、企業自身の積極性に頼るだけでは十分といえない。従って、政府機能の発揮や監督体制の樹立が必要となる。以下ではこれらの実施に向けての重要項目三点について論述する。

1 企業の積極的姿勢への転換

企業は営利性を持つと同時に社会性をも併せ持つ。企業は株主に対する利益保証のみを唯一の目標とするばかり

でなく、社会に対して責任を負うという二重の目標も同時に持つていなければならないことは先に述べた通りである。ところで、今何故企業に対して新たな目標設定が要求されるのだろうか。その主な理由としては、近年、数々の企業による不祥事が続出したからである。例えばアメリカでは、エンロン (ENRON) の破綻やワールドコム (WORLDCOM) の粉飾決算があり、日本でも三菱自動車のリコール逃れ、食品業界の賞味期限表示ラベル張替え事件など、不祥事の例を挙げると枚挙にいとまがない。また、中国においても、企業の社会的責任を回避しようとする現象は拡大している。特に多国籍企業による社会的責任の不履行や違法経営の実態は多種多様であり、その例としては、従業員による賄賂、企業規律に対する違反行為などが挙げられる。二〇〇五年には、アメリカの DPC 社 (Doctors Price Club 医療機器販売会社) が「商業賄賂法」違反で四七九万ドルの罰金を受けた¹⁸⁾。また、国家税務局総局によれば、国際貿易総額の約六〇%は外商投資企業が占めているというが、その企業が取引価格を決定する際、転換価格方式を悪用して納税額の削減を図り、利潤の積み増しを行うといった方法による企業脱税も起っている。加えて、外商投資企業は明らかな違法手段により脱税することもあり、毎年、中国政府は脱税により三〇〇億元以上の損害を被っているとさえ言われている¹⁹⁾。その他にも企業の社会的責任に関わるものとして、外商投資企業で働く従業員に対する権利侵害が多く見られる。例えば、給料の法定基準額の遵守違反、拘束時間外労働、強制労働による自由の制限、安全労働の不徹底による基本的安全労働保証違反等である。環境保全の面においても、多くの企業が業務違反を行っている。信じ難いことに、その環境保全違反企業の名簿中には、二〇〇六年度に「世界の五〇〇強」として選ばれた著名な企業が五社も入っており、この深刻な問題に対して、会社法の運用の徹底など実施面における早急な改善が必要と考えられる。

企業の社会的責任に対する認識の高揚はきわめて重要なことである。企業が社会に対し責任を負うことについて正確な認識を持つことは、企業自身の社会性を決定付けるものであって、それに必要な業務を全うすることがノル

マ以外の負担であってはならない。経済のグローバル化によって、中国に進出する日本企業には「母国」の企業文化を持ちながら、一方では「進出国」の企業文化環境にも順応しなければならない。

筆者は過去二回に分けて中国現地へ出向き、中国に進出している日系企業の調査を行っている。最初の調査は二〇〇四年で、中国に投資している企業一〇四三社（日本側の出資五〇％以上、資本金二億円以上）に対して書面によるアンケートを行った。その結果、一四七社から回答があり、また、その内一三社に対しては会社まで出向き聞き取り調査も行った。⁽²⁰⁾二回目の二〇〇五年の調査では、主に中国の東北地域の企業を対象として、インタビューを行った。⁽²¹⁾その内容を概略的にまとめると、約半分の企業の経営者は、中国社会への企業責任意識が高く、残りの企業経営者は、社会的責任に関して、目下考慮中としながら、まずは株主と会社の利益を優先すべきであるとの認識であった。また、一部の経営者が指摘したのは、社会的責任を果たすためには更に多くの資源（資金、人材）を必要とするという点であり、加えて、多数の経営者は、企業が社会的責任を果たすためには、主として会社を取り巻く関係者や会社の利益についても考慮しなければならないと考えていた。ただ、経営者のごく少数において、社会的責任について何ら興味を示さないという事実もあったことも挙げておかなくてはならない。また、この調査結果では、企業の社会的責任認識の程度と企業の規模や業種には関係がなく、社会的責任を負う優良企業においては、その核心の競争力高揚にも力を入れており、経済的な面でも良好な成果を上げていたことが判明している。

2 政府機能の発揮は必要な条件

企業の社会的責任には経済的な責任、法律上の責任及び道徳的な責任が存在する。これらをサポートするためには、政府が管理システムを整備し、持てる機能を発揮しなくてはならない。すなわち、企業が社会的責任に資するためには、政府による指導や管理面の改善が何よりも必要となる。加えて、政府による教育としては、企業の社会

的責任についての自覚高揚を促すための啓蒙強化、会社業務の適切な履行処置システムの導入・指導などが考えられる。また、企業が法に則った営業活動ができるようにするためには、政府による市場監督とマクロコントロールの強化改善が必要であろう。更に、企業が各ステークホルダーとの連携をスムーズにするためには政府による調整も必須となる。企業が社会的メンバーの一員として活動するには、各関係方面との多種多様な連携も欠かすことができない。それには、企業と従業員や住民との関係も含まれ、強い立場にある企業が、従業員や住民に対し不正にして非正義的な行為により、彼らの利益を侵害した時に重要なポイントになる。この時、従業員や住民が企業に對抗する方法は、政府による社会の公平と正義を維持する適切な措置の実施を通じて、企業自身に社会的責任活動の重要性を認識させるといえるものである。一方、政府は国家行政機構に社会の異なる成員間の相互関係について調整機能を整備させ、社会の継続的で安定した発展を維持させることに努めなくてはならない。

ここで各国政府の事情をみるとアメリカ政府は、企業の社会的責任に関して、企業に直接推進させ、効果を引き出させようと努力してきた。従って、アメリカにおいては、企業の社会的責任について古来より民間団体が中心となつて普及させてきたといえる。

また、日本政府は企業の社会的責任導入に関して、積極的に関与し、指導してきた。例えば、経済産業省は、二〇〇四年に「企業の社会的責任(CSR)懇談会」を創設し、二〇〇七年には、政界を始め、経済界、学界の各代表によつて中間報告がまとめられた。⁽²³⁾ また、厚生省も「労働関連企業の社会的責任(CSR)研究会」を開催した。⁽²⁴⁾ 中国の場合は、政府が企業への宣伝などの教育を実施することによつて、企業の社会的責任意識を高め、加えて、企業による社会的責任に関する理論研究やその実施対策を行うことについて積極的に支持している。こういった明確な政府の姿勢を示すことで、中国における企業の社会的責任体系は中国の特色を帯びながら、着実な推進を見せられている。更に、中国政府には、国家の経済活動への関与において、企業が社会的責任を負うということを、より周

知徹底させるため、市場の監督とマクロコントロールにおける職務機能の十分な発揮が求められている。

3 監督機構の構築は重要な保障

企業は、社会との間で協調をはかり、持続的な発展を保持することを重要な目標としてきた。但し、実際の経済活動では、ごく一部ではあるものの、社会の責任を負うという自覚のない企業が存在する。従って、監督のメカニズム構築は企業の社会的責任を自覚させるための極めて重要な事項といえる。

アメリカにおいては、政府機構である連邦貿易委員会、環境保全局及び消費者権益保護協会等の社会の公共利益監督機構が、企業に対して社会的責任に関する履行状況を報告するよう要求している⁽²⁵⁾。これは企業の社会的責任の実施における一つの監督行為の形といえよう。

中国においても、国家統計局と国家環境保全局が、企業に対して環境保全関連の基本状況の統計報告書を国家に提出するよう要求している。但し、これら企業の社会的責任の情報開示に関しては、完全公開とはなっておらず、情報を利用できるのは、関連する国家機関だけである。現在、企業活動における情報保護法⁽²⁶⁾、——企業の社会的責任に係る情報開示の規則——も未だ制定されていない状況にある。

中国の企業の社会的責任推進センターが一五〇〇社を対象に企業の社会的責任に関する調査を実施した⁽²⁷⁾。これによると、企業の社会的責任に関する報告書を常に発行している企業は僅か二%であり、二六%の企業は時折発表するに過ぎず、七一%の企業ではかつて一度も発表したことがないという結果であった。このデータによって、中国では企業の社会的責任に関する状況報告が、大きく遅れていることが読み取れる一方で、中国では企業の責任監督システムを整備し、政府の行政管理以外の、社団による監督機能が発揮されることも求められている。これらに概当する団体としては環境保全組織、消費者協会、労働組合等があり、これらの社会団体の力を軽視することはでき

なくなっている。すなわち、中国が社会的責任の監督システムを構築しようとするとき、この部分的な団体の力を十分に利用することは既に可能であり、また、政府や社会という両面からの、多階層、多ルート及び全方位的な責任監督システム形成、企業の社会的責任に関する事前、中間及び事後の対応についても総合的に監督することが可能となっている。

四 中国の企業の社会的責任に関する立法とその応用

1 中国の立法とその重要な意義

中国は改革開放以来、企業と会社関連の法律を数多く制定してきた。それらの例としては、「会社法」、「共同出資企業法」、「個人独資企業法」、「中小企業促進法」、「農民專業合作法」、「中外合資經營企業法」、「外資企業法」、「中外合作經營企業法」、「全民所有制工業企業法」、「鄉鎮企業法」等がある。

この中で、二〇〇五年一〇月に改正された「会社法」第五条では「会社の経営活動においては、法令を遵守し、社会公德、商業道德を守り、信義誠実の原則を堅持し、政府並びに大衆の監督を受けながら、社会的責任を負う」と明規されている。これは中国において企業の社会的責任を規定した初めてのものであり、それまで保身的であった中国の伝統的な企業スタンスを打ち破ったことを意味する。これを受けて、その後の二〇〇六年八月二七日改正「共同出資企業法」第七条でも、「共同出資企業及びその出資者は法令を遵守し、社会道德、商業道德を守り社会に対する責任を負わなければならない」ことが規定されている。従って、このように既に二つの法律で明文化されたことは、企業が「社会的責任を負う」義務を明確に示したものであり、中国の企業立法史上重要な意義を持つばかりでなく、アジア会社法の発展史上でも先駆的なものであるだろう。

一方、日本の事情をまとめてみると、企業の社会的責任に関しては、政府が積極的に関与し、経済産業省、厚生労働省などを中心に度々企業の社会的責任に関するシステム設立のための研究会を開催している。しかしながら、現在でも、企業の社会的責任を法律で明文化するには至っていない。二〇〇五年に日本でも会社法の大幅な改正が行われたが、実際は、企業の社会的責任に関しては改正案にさえ組み込まれていなかったという。また他方では、法制審議会会社法部会長で元東京大学法学部教授江頭憲治郎教授——この会社法改正に関する主要な審議責任者の一人である——は、二〇〇五年に改正された中国の会社法の内容に対して高い評価をしており、今後の日本での立法に注目される。⁽²⁸⁾

2 中国立法の応用に対する国内外からの注目

現在の中国において、企業が社会的責任を実施することは大変重要なこととされており、世界からも注目されている。しかし残念なことに、一部の企業では社会的責任が軽んじられ、利益の優先、資源の浪費、環境汚染、脱税、粉飾決算、給料の支払遅延、安全の軽視、欺瞞的な経営、詐欺等さまざまな現象が引き起こされている。これらは、企業と従業員・供給業者・消費者・株主等との間で対立を生むばかりでなく、社会との共生を根幹から揺るがしかねないだろう。最近発生した、中国産の冷凍食品問題では、日本で大きな騒動となっているが、未だ原因が特定されない状況であり、国際的にも中国企業全体のイメージダウンを引き起こす可能性が懸念されている。

こうした状況下で、法の保証、政府指導、社会からの監督、企業の自律等を組み合わせた方策を取り入れ、企業の社会に対する責任を履行するためのインセンティブを与える制度を設けることで、企業に内部調整のみならず社会全体との共生も成し遂げさせなければならない。このことについて中国政府の関連部門では、その効果的な実施に向けて一連の施策が採られている。例えば、新「会社法」、「証券法」の各条項を確実に実施するため、国务院

総務庁（办公庁）は、二〇〇五年二月二三日に『改正後の「会社法」並びに「証券法」の実施貫徹に関する通達』を発行した。この『通達』により、改正後の「会社法」、「証券法」の実施に企業が社会的責任を果たすにあたり重要な意義があることを十分認識させ、その実施に関する業務の指導も強化した。また、「会社法」、「証券法」の改正前後の関連業務を円滑に処理するため、当該法律の施行に伴う関係法律の整備などに関する規定の制定、また、施行業務に対する指導の強化にも力を入れている。

更に雇用先の賃金不払い、労働者への時間外労働の強制、残業手当の不払い等の問題を解決するために、中国は二〇〇七年六月に「労働契約法」を制定・公布した。同法第三〇条では「雇用者は、労働契約の約定と国家规定に従い、労働者に対し遅滞なくその報酬の全額を支払わなければならない。雇用者が報酬の支払を遅延させる或いは全額を支払わない場合、労働者は法に則り現地裁判所に対し支払の訴訟を起こすことができ、裁判所は法に従い支払の命令をしなければならない」と定めている。また、第三一条では「雇用者は労働報酬の基準を厳密に守り、労働者に時間外労働を強要或いは形を変えた労働強制などをしてはならない。雇用者が時間外労働を必要とするとき、国家の関連規定に基づき、労働者に対して時間外手当を支払わなければならない」と定められている。

その他、「労働法」や「個体廃棄物環境汚染防止法」、「水質汚染防止法」等の法律の実施状況を監督するために、全国人民代表大会常務委員会は上述した関係法律の実施状況を検査する部署を設立した。この検査部署は関係する法律の適用状況と実施程度を確認し、問題点の指摘と改善案を定期的に全人大常委会に対し報告を行うこととしている。この「報告」は、企業が社会的責任を履行することに対して、十分な役割を果たすものであると評価されているようである。

五 終わりに

以上で見えてきたように、企業の社会的責任は、アメリカで提起されて以来、現在では非常に重要な意味を持つ社会的なファクターとなっている。特に、企業が引き起こす様々な不祥事に対し、企業自身が社会的責任を自覚し実施するための法制化に関しては更なる検討の必要があると考えられる。

中国の企業が社会的責任を順調に実施するため、国有資産監督管理委員会と国家发展和改革委员会が共同発案して「中国企業の社会的責任連盟」という組織を設立させている。同連盟は二〇〇七年七月に、「中国企業の社会的責任に関するフォーラム」を開催し、「中国企業の社会的責任の標準（ガイドライン）」を制定した。これを活用することにより、中国企業の社会的責任の更なる展開が期待される。一方、中国の企業倫理或は中国企業の社会的責任を共通のテーマとして、世界各国との間で協力し合う道を探り出そうとする動きもある。

また、右述した両委員会は現在、「HIM 3000 中国企業の社会的責任の標準体系」を策定中である。これは、経済学、管理学、社会学、法学などの多面的な観点を通して、国家のマクロ政策に対し中国企業と社会経済の一連の持続的で発展可能なテーマを組入れ、企業自らの生存と社会との共同发展を促進させるモデル一式を系統的に提案しようとするものである。従来の海外 S & 8000 等企業の社会的責任標準とは異なり、HIM 3000 は顧客、従業員、株主、生態系環境、企業文化、社会事業の六部門から企業の社会的責任に至るまで系統的に解明することを目指している。内容構成も幅広くなり、企業の社会的責任標準体系以外にも、企業の社会的責任の評価体系、管理体系、報告書形式なども包含しており、企業の社会的責任の規範について極めて詳しく述べたものになると思われる。

また、近年、中国において、企業の社会的責任の実施報告が行われた。例えば、二〇〇七年四月三〇日付の『人

民日報』は、「中国アルミ社が国有企業の立場を認識し、社会への責任を果たす」との見出しで、「僅か去年一年間だけでも、会社本部部門のみで五〇〇〇万円の寄付をした。現在、中国アルミの工業用水の再利用率は八八%であり、既に八〇%以上の酸化アルミ企業では工業排水ゼロを実現し、削減した排水量は年間三三七万トンである」と報道した。また、『美刊』（アメリカ時代週刊）も、中国の企業が社会的責任を重視し始めたことを報道しており、例えば、「連（聯）想集団（Lenovo）」（大手コンピュータ会社）は二〇〇六年からコンピュータ回収サービスを開始したとしている。また、「ハイアール」（中国の大手家電メーカー）は、中国の貧困学生のために四億米ドル近くの学費援助を行ったという。

加えて、企業の社会的責任について、一般株主及び社会に対して報告した会社数は、二〇〇六年六月時点で全国で二五社であったが、これは二〇〇五年と比べて一〇社の増であった。⁽²⁾但し、これらの成果はまだ第一歩にすぎない。本稿で検討したように、企業の社会的責任の実施は「任重くして道遠し」といったところであり、今後も継続した努力が必要であることは間違いないのである。

※本稿は、二〇〇八年二月一〇日に開催した、日中韓国際シンポジウム「東アジアにおける多文化共生——正義・格差・法治——」で発表した内容に基づき追加・整理したものである。

- (1) Berle, "Corporate powers as powers in trust," 41 *Harv. L. Rev.* 1049 (1931) ; Dodd, "For Whom are Corporate Managers Trustees?," 45 *Harvard Law Review*, 1365, 1367, 1145 (1932).
- (2) Adolph Berle & Gardiner Means, "The Modern Corporation And Private property", (New York, 1932), p. 355-356.
- (3) Vagts, "Reforming the Modern Corporation: Perspectives from the German", 80 *Harv. L. Rev.* 23, 48 (1966).
- (4) 上海国家資産管理委員会「企業社会責任の中西比較啓示」<http://www.cs.com.cn> 2007.07.02.
- (5) 布井千博「日本関於企業社会責任討論の展開」（中国語）『全球化趨勢中企業的跨國發展戰略与社会責任』二〇〇七年北京論

談論文集 三八五頁。

- (6) 一株運動とは、「特定の企業に対して、思想や立場などを同じくする者が、総会に出席するために必要な最小限の株を買い求めて、多数の集団として株主総会に参加し、かつ発言することにより、企業の経営政策に影響を与え、その修正・変更を迫ろうとする運動」である（中村一彦『企業の社会的責任——法学的考察』（一九七七年）一七七頁）。
- (7) 新山雄三「株式会社企業の『社会的実在性』と政治献金能力」岡山大学法学会雑誌四〇巻三・四号 一四五頁以下。
- (8) 末永敏和「コーポレート・ガバナンスと会社法」中央経済社 八八頁。
- (9) 田中誠「企業の社会的役割重視と企業の社会的責任論」『企業の会社的作用重視の商事法学』一四一頁以下。
- (10) 三枝雄一「企業の社会的責任」について『法律論叢別冊明大法学部創立一〇〇周年記念論文集 一八八頁以下。
- (11) 江頭憲治郎『株式会社法』有斐閣 二〇〇六年九月 一九頁。
- (12) 劉俊海「公司的社会責任」『商事法專題研究文庫』（王保樹主編）法律出版社一九九九年三月 六一七頁。
- (13) 常凱「企业社会責任」『中外法学』（葉靜漪、肖京）二〇〇六年五号 五五四、五五五頁。
- (14) 劉蓮煜「公司治理与公司社会責任」中国政法大学出版 二〇〇一年 八四頁。
- (15) 甘培忠「公司控制權的正当行使」法律出版社 二〇〇六年 一一九頁。
- (16) 郭軍「現代企業的社会責任」『人民日報』二〇〇七年一〇月一日。
- (17) 郭軍前掲注(16)。沈洪濤、沈一峰「公司社会責任思想的起源与演变」上海人民出版社 二〇〇七年。
- (18) 趙燕凌「藥監局副起反商業賄賂風暴欲建立行政新秩序」『証券市場週刊』二〇〇六年四月一六日。
<http://www.p5w.net/news/cjxw/200604/218810.htm> 全景網（權威財經資訊網）。
- (19) 潘武「外資企業稅收流失与对策」『稅務研究』二〇〇七年九月。
<http://www.yixingtax.com.cn/taxlawpublicity.asp?id=33> 宜興市國家稅務局。
- (20) 二〇〇四年に実施した「中国における日系現法人の対中技術移転戦略及び現地所有權侵害状況に関するアンケート調査」榎本悟「技術移転戦略と知的財産權侵害状況——在中国日系企業のアンケート調査に基づいて——」岡山大学經濟学会雑誌三八（二〇〇六年）五三一七五頁。
- (21) 二〇〇五年に実施した中国瀋陽市に進出している日系企業に対するインタビュー調査（張紅、北川博史、榎本悟「中国における日系企業の共生の視点」『文化共生学研究』第四号二〇〇六年三月 一一七頁）。
- (22) 日本經濟産業省「企業社会責任（CSR）懇談会」二〇〇四年四月 <http://www.mei.go.jp>
- (23) 日本經濟産業省 前掲注(19)。

- (24) 日本厚生労働省「企業社会責任(CSR)研究会(中間報告)」二〇〇四年六月 <http://www.mhlw.go.jp>
- (25) 上海国有資産管理委員会「企業社会責任の中西比較及啓示」『中国証券報』二〇〇七年七月二日。
- (26) 中国個人情報保護法は、現在草案段階において専門家の意見を求めている(周漢華「中国人民共和国個人情報保護」専門家建議稿」及び立法研究報告』三九頁) 法律出版社 二〇〇六年。
- (27) 上海国有資産管理委員会 前掲注(22)。
- (28) 二〇〇五年に独立行政法人国際協力機構(ICA)の中国経済法・企業法整備プロジェクトの北京会議での発言によるものである。
- (29) 肖洋「公司向股東和公衆報告関与企業社会責任上程」『参考消息』二〇〇七年九月二七日。